



報道関係者 各位

平成 27 年 10 月 1 日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

課 長 小川裕由

労働契約専門官 杉本 渉

(電 話)052-972-0254

愛知労働局における秋の過重労働解消と 「働き方改革」に向けた取組について

愛知労働局(局長 藤澤 勝博)では、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた対応として、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、この間に以下のとおり各種取組を実施します。

1 背景

長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められていることから、平成27年2月4日に愛知県や主要労使経済団体とともに、「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択し、過重労働防止や「働き方改革」に向けた取組を進めているところです(資料1)。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は過労死等防止啓発月間とされているところです。

2 実施事項

(1) 労使団体に対する要請

県下の各労使団体に対して、休暇の取得促進、長時間労働の削減をはじめとした、「働き方の見直し」に向けた要請を行います。

10月13日(火) 13:30～ 愛知県経営者協会

名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階

10月13日(火) 14:00～ 日本労働組合総連合会愛知県連合会

名古屋市熱田区金山町1-14-18 ワークライフプラザれあろ

において、労働局長から要請書を手交します。

(2) 周知・啓発

10月の「年次有給休暇取得促進期間」には、「仕事と生活の調和のために、プラスワン休暇で連続休暇に」をスローガンとして、ポスターやリーフレットを関係機関に配布し、年次有給休暇の取得促進について啓発します(資料2)。

11月4日(水)から7日(土)まで開催される「メッセナゴヤ2015(異業種交流展示会)」には、愛知労働局としてブースを出展し、「働き方改革」に向けて県下の企業が取り組んでいる具体的な好事例や工夫例を、プレートにして掲載することにより紹介します。

(3) 過重労働解消相談ダイヤルの実施

11月7日(土)午前9時から17時まで、

「過重労働解消相談ダイヤル」(0120-794-713)

を開設し、過重労働等に関する相談を受け付けます。

(4) 監督指導の集中的な実施

各種情報や過重労働解消相談ダイヤルの結果などをもとに、著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導を実施します。

(5) 各種セミナー・シンポジウムの開催

愛知県県内において、「働き方改革」を実現させるための情報の提供、長時間労働の削減に向けた啓発のためのセミナーやシンポジウムを以下のとおり開催します(資料3)。

① 過重労働解消のためのセミナー

過重労働対策に必要な知識や事例の紹介など

平成27年10月8日(木) 13:30~16:00 ウィンクあいち

② 全国産業安全衛生大会 2015in名古屋 「特別イベント」

～ 過重労働防止から「働き方改革」まで 愛知労働局の取組 ～
労働行政の取組、パネルディスカッションなど

平成27年10月29日(木) 13:00~16:00 吹上ホール

③ 働き方・休み方改革シンポジウム

働き方改革についての講演や取組事例の紹介など

平成27年11月4日(水) 14:00~17:00 デザインホール

④ 過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死防止のための周知・啓発のためのシンポジウム

平成27年11月23日(月) 13:00~16:00 名古屋国際センター

⑤ 働き方・休み方改革セミナー

休み方改革に向けた取組事例の紹介など

平成27年11月24日(火) 14:00～16:00 岡崎地方合同庁舎

(6) その他

愛知県、名古屋市や県内労使団体等とともに推進する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」の一員として、11月18日(水)を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定め、推進協議会の構成機関とともに街頭PRを行います。

この取組は、年間総労働時間の低減や、仕事と生活の調和に関する社会全体の意識の改革などを図る、「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2015」の一環です。

添付資料

資料1 愛知「働き方改革」に向けた共同宣言

資料2 リーフレット「10月は年次有給休暇取得促進期間です。」

資料3 愛知労働局 セミナーのご案内

愛知「働き方改革」に向けた共同宣言 ～ 働き方の見直しで働く人も家庭も地域も企業も元気に ～

我が国の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

特に労働の分野では、長時間労働を前提とするような労働慣行を改めることが求められてきましたが、全国的にも長時間労働を行う労働者の割合は目立った減少傾向を示していない状況があり、また過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移している状況があります。

愛知県でも全国より長時間労働の傾向が見られ、平成 25 年の調査では、所定外労働時間が 1 カ月当たり 12.0 時間と全国平均よりも長く、月間総実労働時間も 145.8 時間で全国平均の 145.5 時間を上回っています。年次有給休暇の取得率は 50%前後で推移しているものの、「2020 年までに 70%」とする国の目標には及ばない現状です。

そこで、労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要です。

このような「働き方改革」を進めることによって、過労死等の防止はもちろん、すべての人々が健康で安心して生き生きと働くことができるようになることや人材の確保・育成・生産性の向上などの効果も期待でき、女性の活躍する社会、若者や高齢者等も能力を発揮できる社会、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にもつながります。

私たちは、これらの共通認識を持ち、各企業の取組を促進し先進的な事例を紹介する等の活動を通じ、この宣言に賛同いただける自治体や各団体等とも連携しながら、働く者が意欲と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、「働き方改革」を進めます。

これらのことを通じ、愛知の働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指します。

平成 27 年 2 月 4 日

愛知労働局 愛知県 愛知県経営者協会 愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会 愛知県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合
会愛知県連合会 公益社団法人愛知労働基準協会・各地区労働基準協会

「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」
賛同自治体・団体　〔平成 27 年 9 月 14 日現在〕

【賛同自治体】(46)

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| ・ 名古屋市 | | | |
| ・ 一宮市 | ・ 江南市 | ・ 豊明市 | ・ 知立市 |
| ・ 大口町 | ・ 武豊町 | ・ 犬山市 | ・ 西尾市 |
| ・ 岡崎市 | ・ 津島市 | ・ 瀬戸市 | ・ 飛島村 |
| ・ 北名古屋市 | ・ 高浜市 | ・ 阿久比町 | ・ 春日井市 |
| ・ 刈谷市 | ・ 美浜町 | ・ 東海市 | ・ 豊橋市 |
| ・ 稲沢市 | ・ 豊川市 | ・ 豊根村 | ・ 蒲郡市 |
| ・ 田原市 | ・ 愛西市 | ・ 小牧市 | ・ 安城市 |
| ・ 豊山町 | ・ 弥富市 | ・ 新城市 | ・ 設楽町 |
| ・ 東浦町 | ・ 東郷町 | ・ 碧南市 | ・ 尾張旭市 |
| ・ 知多市 | ・ 日進市 | ・ 幸田町 | ・ みよし市 |
| ・ 南知多町 | ・ 清須市 | ・ あま市 | ・ 半田市 |
| ・ 岩倉市 | | | |

【賛同団体】(39)

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・ 公益財団法人 愛知県労働協会 | ・ 愛知県広告美術業協同組合 |
| ・ 愛知県食肉事業協同組合連合会 | ・ 愛知県畳組合連合会 |
| ・ 愛知県林業種苗協同組合 | |
| ・ 一般社団法人 愛知県空調衛生工事業協会 | |
| ・ 愛知県碎石工業組合 | ・ 愛知県印刷工業組合 |
| ・ 一般社団法人 愛知県建設業協会 | ・ 一般社団法人 愛知県トラック協会 |
| ・ 愛知県築炉工業協同組合 | ・ 愛知県小売酒販組合連合会 |
| ・ 愛知県高圧ガス協同組合 | ・ 愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合 |
| ・ 愛知県建具協同組合 | ・ 愛貨第一協同組合 |
| ・ 愛知県管工事業協同組合連合会 | ・ 愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合 |
| ・ 愛知県書店商業組合 | ・ 愛知県菓子工業組合 |
| ・ 公益財団法人 介護労働安定センター愛知支部 | |
| ・ 愛知県遊技業協同組合 | ・ 公益社団法人 愛知県バス協会 |
| ・ 愛知県製綿寝装品製造協同組合 | ・ 愛知県衣浦港トラック事業協同組合 |
| ・ 愛知県プラスチック成形工業組合 | |
| ・ 一般社団法人 愛知県情報サービス産業協会 | |
| ・ 愛知県電気工事業工業組合 | ・ 愛知県社交飲食業生活衛生同業組合 |
| ・ 愛知県パン協同組合 | ・ 愛知県中華料理生活衛生同業組合 |
| ・ 愛知県塗装工業協同組合 | ・ 愛知県ビルメンテナンス協同組合 |
| ・ 一般社団法人 愛知県ビルメンテナンス協会 | |
| ・ 尾三消防組合 | ・ 愛知中部水道企業団 |
| ・ 尾三衛生組合 | |
| ・ 一般社団法人 愛知県ガラス外装クリーニング協会 | |
| ・ 公益社団法人 愛知県看護協会 | |

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
生きがいを楽しもう。



ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

**10月は年次有給休暇
取得促進期間です。**

効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 +	10
11	12 体育の日	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 +	26 プラスワン休暇	27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
---------------------	--------------------	----------------------	--------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。



秋の過重労働解消キャンペーン

参加費はすべて無料!

愛知労働局 セミナーのご案内

10月は 年次有給休暇取得促進月間

11月は 過労死等防止啓発月間



有給休暇が取れない、
取りにくいといった
ことはありませんか？



毎晩遅くまで残業している
労働者はいませんか？



時間外労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進など、それぞれの実情に応じた取組によって効率的で多様な働き方に改める「働き方改革」が不可欠です。

この秋に行われる各セミナーでは「働き方改革」を実現させるための情報を多数ご紹介します。

事業主のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフなどのすべての関係者の方々のご参加をお待ちしています。

過重労働解消のためのセミナー

～社員の働き過ぎは本当に会社のためになるのか？～



日時：10月8日（木）13：30～16：00

定員：100名 事前予約制（先着順）

場所：ウインクあいち 中会議室A（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

問合先：過重労働解消セミナー運営事務局 TEL 03-5913-6033

〔担当〕菅尾、山内、鈴木

内容：「長時間労働の削減」、「労働時間管理」、「健康障害防止対策」をテーマに、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、事例紹介を盛り込み、わかりやすく解説します。（厚生労働省委託事業）

全国産業安全衛生大会2015 in 名古屋「特別イベント」

～過重労働防止から「働き方改革」まで～愛知労働局の取組～

日時：10月29日（木）13：00～16：00

定員：なし（時間中入退場自由）

場所：名古屋市中企業振興会館（吹上ホール）第2ファッション展示場
（名古屋市中村区吹上2-6-3）

問合先：愛知労働局 監督課 TEL 052-972-0253

内容：過重労働の防止を図り、よりよい職場環境を形成するための、労働行政としての取組を紹介します。登壇者による講演やディスカッションのほか労働関係法令の解説パネル等を展示します。



裏面もご覧下さい。

働き方を改革して、職場環境を改善しよう！



働き方・休み方改革シンポジウム

～従業員のワーク・ライフ・バランスと企業経営にプラスとなる
「働き方改革」の可能性～

日 時：11月4日（水）14：00～17：00

定 員：500名 事前予約制（先着順）

場 所：デザインホール（名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパーク3階）

問合先：株式会社三菱総合研究所 TEL 03-6705-6022

〔担当〕大橋、奥村、杉山、宮下

内 容：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の活躍推進等の観点から、注目される「働き方改革」について、学識経験者による講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、実際に効果が現れたお役立ち情報をご提供します。

（厚生労働省委託事業）

過労死等防止対策推進シンポジウム

日 時：11月23日（月）13：00～16：00

定 員：250名 事前予約制（先着順）

場 所：名古屋国際センター 別棟ホール（名古屋市中村区那古野1-47-1）

問合先：株式会社プロセスユニーク TEL 03-3545-3571

内 容：昨年11月1日に過労死等防止対策推進法が施行され、毎年11月が「過労死等防止啓発月間」とされました。過労死の防止に関し、広く国民全般に周知・啓発するシンポジウムです。

（厚生労働省委託事業）

働き方・休み方改革セミナー

日 時：11月24日（火）14：00～16：00

定 員：100名 事前予約制（先着順）

場 所：岡崎地方合同庁舎 5階 共用大会議室（岡崎市羽根町字北乾地50-1）

問合先：愛知労働局 労働時間課 TEL 052-972-0254

内 容：休み方改革に向けた取組事例の紹介 等



厚生労働省 愛知労働局 労働基準部 監督課